

令和
5年度

迷惑電話防止機能付き 電話機の購入を補助します

振込め詐欺などの特殊詐欺や悪質な勧誘電話などの被害を未然に防ぐため、高齢者を対象に「迷惑電話防止機能付」電話機等の購入費の一部を補助します。



★ 迷惑電話防止機能付き電話 ★

補助を受けられる方

- ① 市内に住所があり、居住している方
- ② 申請時点で65歳以上のみの世帯の方
- ③ 市税の滞納がない方（申請者を含む世帯全員）
- ④ 市内に店舗がある事業者から機器を購入する方

特徴 ①

着信音が鳴る前に相手に警告!

特徴 ②

不審者から着信中
出る前に注意喚起!

特徴 ③

不審者との通話中
通話内容を自動録音!

対象の機器

迷惑電話防止機能のついた固定電話機又は固定電話機に取り付ける機器で次の機能を有するもの。

- 電話機の呼出音が鳴る前及び着信時に、架電した者に対し自動で「通話内容を録音する旨」の警告メッセージを流した後、通話内容を録音する機能を有し、市内の自宅に設置するもの。



対象機器の一例（パナソニック）

補助の内容

補助額は**購入費用の2分の1で上限10,000円**（100円未満切捨て）

《例》購入額が15,900円（税込）の場合 15,900円÷2=7,950円 ⇒ 補助金は7,900円（50円切捨て）

※ 1世帯につき1回限りの申請が可能。

※ ナンバーディスプレイ契約，設置工事費，使用料はご自身の負担となります。

※ 通信販売（インターネットなど），ポイントの支払い，キャッシュバックの購入は対象外です。

申請の受付・方法

受付：令和5年4月1日～令和6年2月9日

※先着順に受付し，予算額に達し次第終了となります。

※申請はできるだけ申請者本人が直接窓口にお越し下さい。

窓口：呉市消費生活センター（呉市役所本庁舎1階）

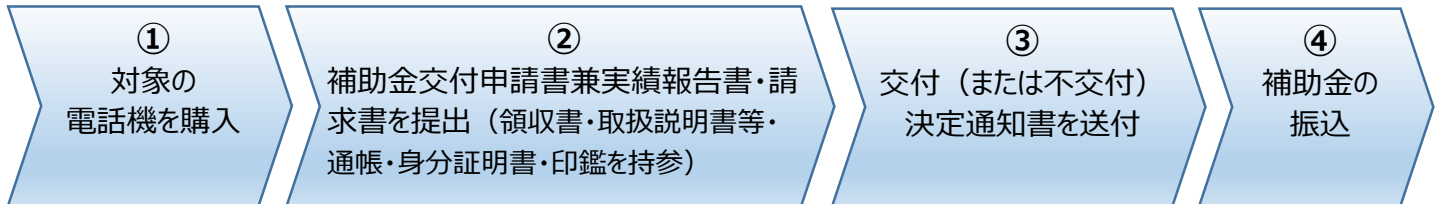
☎25-3218 8:30～17:15（月～金）



★ 申請方法は裏面をご覧ください ★

申請方法

●手続きの流れ



1 商品の購入

補助の対象となる機能が限られますので、購入前に対象となる機能が付いているか、よくご確認ください。（対象機器一覧を参考にしてください）



★対象の機器であるかどうか心配な場合は、事前に相談してください。

2 補助金の申請

次の書類等を準備し、**呉市消費生活センター窓口**へ申請してください。
原則申請者本人がお越しください。

- ① 補助金交付申請書兼実績報告書・請求書
- ② 領収書の原本又は写し（レシート不可）
※申請者の氏名・品名・販売店名・日付・金額が記載されていること。
- ③ 購入した電話機の取扱説明書の原本又は写し
- ④ 振込先口座の通帳の原本又は写し（通帳見開きの写し）
※「口座番号」「名義人（カタカナ表記）」がわかるページの写し
- ⑤ 申請者の身分証明証（本人確認できるもの）と印鑑（認め印）



3・4 審査・補助金交付の決定通知・補助金の振込

- ① 申請に基づき審査を行います。購入された電話機の設置状況を確認するため、消費生活センターから電話をかけて、防犯機能の作動状況を確認します。
- ② 審査後、『補助金交付決定通知書』を郵送で送付します。
- ③ 補助金交付決定通知書の郵送後に補助金が振り込まれます。
- ④ 補助金の振り込みは申請後から約1ヶ月程度要しますのでご了承ください。
※後日、アンケートを郵送しますので、回答にご協力をお願いします。

【注意事項】

- ① 予算には限りがあり、申請をしても補助金交付を受けられない場合があります。あらかじめご了承ください。
- ② 機器を設置しても、詐欺などの電話を完全に防止できる訳ではありません。最善の注意を払い、知らない番号からの電話には注意しましょう。

【問合せ】 呉市消費生活センター 呉市中央4-1-6 呉市役所1F
☎0823-25-3218

